

110番映像通報システムの試行運用開始について

1 要旨・目的

110番通報を受理した際、通報者から映像等を送信してもらうことにより、警察官が現場に向かう前に現場の情報収集を行うことが可能となり、事情聴取に伴う110番通報者等の負担軽減を図るとともに、より迅速かつ的確な判断・対応が可能となる体制の構築を図るもの。

2 現状・背景

スマートフォン等の普及や技術の向上により、通報者自身が容易に映像等を撮影し送信することが可能になったため。

3 概要

(1) 対象者

110番通報の通報者

(2) 事業内容

ア 使用方法

- ① 通報者が110番通報すると、通信指令室担当者が映像通報の必要性を判断し、通報者に対して、著作権の放棄・位置情報の取得・撮影対象の肖像権やプライバシーの保護に留意・データ通信料金の負担の同意を得て映像送信を依頼する。
- ② 通信指令室から通報者のスマートフォンやタブレット端末にワンタイムURLを送信する。
- ③ 通信指令室担当者から口頭で通報者に通知したアクセスコードを入力してログインする。
- ④ 通報者がスマートフォン等に表示された留意事項に同意した後、映像を送信する。

イ 想定される事案

音声による通報だけでは詳細な状況が判明しない事案等

- 交通（多重）事故の状況
- ひったくり・傷害等の街頭における犯罪の被疑者人相着衣や被疑者使用車両の目撃情報
- 行方不明者の容姿等の情報
- 火災等の被災状況

(3) スケジュール

- 令和4年10月1日 試行運用開始
- 令和5年4月1日 本実施予定

(4) 予算（国費）

システム構築約6億2,500万円，回線約1億2,800万円

4 その他（関連情報等）

警察庁 Web サイト <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/index-2.html>